

各務原市地域包括支援センターつつじ苑通信

令和3年初春号

権利擁護：高齢者虐待の防止・早期発見・対応・啓発・支援体制作り

高齢者虐待は、誰にでも、どの家庭にも起こり得ることです。高齢者虐待を未然に防ぎ、起こってしまったのなら早めに発見して対応し、重度化・深刻化することを防ぐためには、ケアマネジャー、ホームヘルパーやデイサービスなどの介護保険サービス事業所の専門職のみなさんはもちろん、民生委員さんやご近所の方々など地域のみなさんも、「もしかしたら虐待かもしれない」と思った段階で、地域包括支援センターや市役所に知らせていただくことが大切です。

市内各地域包括支援センターと市役所高齢福祉課とで『各務原市高齢者虐待対応報告会』を企画・開催しました。前年度（令和1年度）一年間の統計データを報告し、事例（匿名）を紹介しながら、最前線で活動しておられるケアマネジャーのみなさんに、各務原市の高齢者虐待対応の状況を報告しました。前年度に引き続き、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所のケアマネジャーさんと一緒に事例を紹介しました。今回は新型コロナ禍のもと、対面・集合方式では行わず、リモートで開催しました。



地域のみなさんの見守りが重要です。同封した別紙「高齢者虐待発見のポイント！」をお読みいただき、気になることがあれば地域包括支援センターにご連絡をお願いします。

権利擁護：消費者被害に関する情報の周知

安全・安心に暮らしたいと、どなたも思っておられることでしょう。しかし、残念なことに、消費者トラブルに巻き込まれることもあります。そのいくつかの種類と、注意する点などを紹介します。〈[高齢者向け「暮らしの安全ガイドブック」\(岐阜県\)](#)から抜粋〉

◆架空請求・不当請求

身に覚えのない通販代金、有料サイト利用料、総合消費料金などの名目で封書・ハガキ・電子メールで請求されます。公的機関に似た名称、弁護士などをかたり、「最後通告」「強制執行」などの言葉で不安をあおります。「本日中に支払えば間に合う」「延滞料金は毎日加算されていく」など、料金をすぐに支払わせようと連絡を要求してきます。

(アドバイス)

請求者や差出人に連絡してはいけません。こちらの個人情報を相手に知らせることになり危険です。利用していなければ支払う必要はありません。また、一度支払ってしまうと、新たな請求を受ける可能性が高いです。

◆ワンクリック請求

ホームページ閲覧中、無料画像の広告から誘導させ、「年齢確認」や「次へ」などを押したとたんに、「登録完了」となり、高額な料金を請求されます。

(アドバイス)

事前に料金の説明もなく、申し込みの意思確認をしていなければ、一度のクリックだけで契約は確定しません。請求画面が出て、表示されている連絡先に電話やメールをしてはいけません。こちらの個人情報を知らせることになります。

◆通信販売のネットショッピングトラブル

代金を支払っても商品が届かない、連絡がとれない、確認しようとしてもサイト自体が無くなっていたなどの苦情が多くあります。一般に流通している価格よりも大幅に安く販売されている場合は、二セモノや粗悪品の可能性もあり、中でも、海外業者が運営している相手方との取引は解決困難です。

(アドバイス)

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。返品・交換条件を必ず確認しましょう。
※通信販売の返品制度：事業者は広告に返品に関する事項として返品の可否、返品の間等条件、返品に係る費用負担の有無（返品特約といいます）について表示しなければなりません。これらの表示がない場合は、商品が届いた日から数えて8日間以内であれば、消費者の送料負担で返品ができます。

消費者ホットライン☎（局番なし）「188（いやや!）」番へ
※お近くの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

消費者被害を防ぐためにも、地域みなさんの見守りが重要です。平成26年9月に岐阜県県民生活相談センターの方や各務原市まちづくり推進課の方に来ていただき開催した「稲羽西・東地区地域ケア連絡会」での内容をまとめた資料を参考までに掲載します。

地域包括の活動について、この通信について、など、ご意見お待ちしております。

電話058-371-2226 FAX058-371-8431（担当 長谷川・石川・林・中村）